

柴田町告示第 8 0 号

柴田町狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 1 日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、鳥獣による農林作物の被害を防止するため、狩猟免許試験事前講習会を受講した者に対し、予算の範囲内において狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金（以下「負担金」という。）を交付することについて、柴田町補助金等交付規則（平成 8 年柴田町規則第 1 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象狩猟免許 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 3 9 条第 2 項に規定するわな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許をいう。
- (2) 狩猟免許試験事前講習会 一般社団法人宮城県猟友会が試験対策として実施する事前講習会をいう。

(交付対象者)

第 3 条 負担金の交付の対象となる者は、柴田町に住所を有し、対象狩猟免許を取得しようとする者とする。

(負担対象経費及び負担金の額)

第4条 負担金の対象となる経費は、狩猟免許試験事前講習会の受講料とする。ただし、当該受講料について、国、県、他の地方公共団体及び関係機関から、補助金等の交付を受けている、又は、受ける見込みがある場合は、負担金の交付しない。

2 負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象狩猟免許のうち1種類の免許に係る狩猟免許試験事前講習会を受講したとき。 7, 000円

(2) 対象狩猟免許のうち2種類の免許に係る狩猟免許試験事前講習会を受講したとき。 7, 500円

(3) 対象狩猟免許のうち3種類の免許に係る狩猟免許試験事前講習会を受講したとき。 8, 000円

3 負担金の交付は、狩猟免許試験事前講習会を受講した年度につき1回とする。

ただし、この告示により、すでに補助金の交付を受けた対象狩猟免許に係る狩猟免許試験事前講習会の受講については、前項各号に掲げる種類の数に含めないものとする。

(交付申請)

第5条 負担金の交付を受けようとする者は、狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金申請書（様式第1号）に必要な書類等を添えて、町長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、負担金の交付を決定し、狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金交付決定及び確定通知書（様式第2号）により、前条の申請書を提出した者に通知した上で、負担金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

柴田町長 殿

住所 柴田町
氏名
(署名又は記名押印)

柴田町狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金交付申請書

柴田町狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金交付要綱第 5 条の規定に基づき、受講の申し込みが完了したので報告します。

受講申込内容

受験する 免許の種類	わな猟免許 ・ 第一種銃猟免許 ・ 第二種銃猟免許 (該当する免許を○で囲んで下さい。)
試 験 日	年 月 日
事前講習会	開催日 年 月 日 会 場
申込完了日	年 月 日
請求金額	金 円
請求内訳	
振込先	金融機関名 _____銀行・農協・信金 _____支店 預金の種類及び口座番号 普通・当座 _____ 口座名義 _____ (フリガナ) _____

添付書類等 (1) 領収書の写し

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

柴田町長 

柴田町狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金交付申請書に係る負担金については、これを適当と認めたので、柴田町狩猟免許試験事前講習会の受講料負担金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

額 円